

パブリックコメント手続 実施結果

「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3（素案）」

1 募集期間 令和7年12月19日（金）～ 令和8年1月27日（火）

2 意見の件数・意見提出者数 23件・12人

3 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	1人	1人	3人	4人	2人	1人

4 内容別の意見件数

	項目	件数
1	みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3（素案）全体に関する意見、要望	2件
2	「はじめに」に関する意見、要望	0件
3	「第1部 これまでやってきたこと」に関する意見、要望	1件
4	「第2部 これからみんなと組むこと」に関する意見、要望	13件
5	「資料編」に関する意見、要望	0件
6	その他、地域福祉に関する意見、要望	4件
7	パブリックコメント手続に関する意見、要望	1件
8	その他意見	2件
合計		23件

■ = 一部修正を加えた項目

5 意見への対応区分 ※「パブリックコメント手続に関する意見、要望」、「その他意見」として整理したものを除く。

対応区分	説明	件数
反映	意見を受けて計画(素案)等に一部修正を加えたもの	1件
対応済み	すでに計画(素案)等に記載されているもの又はすでに対応しているもの	3件
参考	計画(素案)等への反映は困難であるが、今後、取組を推進する上で参考とするもの	16件
合計		20件

6 条例、計画等の公表日（予定） 令和8年 3月31日（火）

茅ヶ崎市 福祉部 地域福祉課 福祉総合相談担当
0467-81-7152（直通）
e-mail:chiikifukushi@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■計画全般に関する意見・要望（2件）

(意見1) (対応区分：対応済み)

おそらく、住民のほとんどはこういう計画を立てられていて自分たち（住民）も主体的に取り組んでいくのだという意識を持っている人の方が断然少ないと思います。意識を育むためにも市からの継続的な発信だったり、場合によっては予算をつけて活動を応援する、ワークショップを開いて醸成していくなど具体的なやり方もあるかと思いますが。こういうふうには計画したからやってね！とかやってます感を出すのではなく、それを達成するための具体的なアクションがもっとわかりやすくあるといいなと思います。

まちぢから協議会が形骸的になっているところには改善するよう求めたり（この場合はボトムアップよりトップダウンの方が良さそう）、再犯防止についても、そのもっと手前の孤独や孤立に手を差し延べられなければ結果としての犯罪になってしまうのだと思います。いじめも同じ構造だと思います。

(市の考え方)

本計画は、住民や地域団体、事業者、関係機関、茅ヶ崎市社会福祉協議会（市社協）、市等、多様な主体の連携により、オール茅ヶ崎で「地域共生社会」を目指す計画です。計画では、基本理念として「一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります」を掲げ、「つながる」「活動する」「支え合う」の基本目標ごとに、各主体に期待される役割や取組みを示しています。令和8年度以降、市や市社協の職員が各地区に出向き、継続的に本計画の周知を図りながら、それぞれの主体ができる具体的なアクションを共に考えるワークショップを開催し、地域共生社会の実現に向けた意識を育んでいきたいと考えています。

まちぢから協議会については、地域ごとに状況や課題が異なることを踏まえつつ、実情に応じて、必要な支援や働きかけについて検討、実施していただきたいと考えています。さらに、再犯防止の推進やいじめ等への対応については、結果として表面化した事象への対処にとどまらず、その背景にある孤独や孤立に早い段階で気づき、それぞれの人が抱える課題に応じた支援や、見守り支え合う地域づくりが重要であり、本計画においても、こうした視点を踏まえた取組みの方向性を示しています。

今後も、計画を「示す」だけでなく、具体的な行動につながるよう、市民や関係者とともに工夫を重ねながら、地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

(意見2) (対応区分：対応済み)

自治会やまちぢから協議会等々の意見をどう反映して作成しようとしているのですか。

(市の考え方)

本計画の策定にあたっては、市内 13 地区で意見交換会を開催し、地域の皆様の声を計画に反映することを重視して進めてきました。意見交換会には、地区社会福祉協議会をはじめ、まちぢから協議会、自治会、地区民生委員児童委員協議会などの地域団体のほか、福祉事業者や学校関係者等、様々な立場の人に御参加いただき、ワークショップ形式で地域の実情や課題について御意見をいただきました。御意見のまとめと反映状況については、本計画の第 1 部「2 茅ヶ崎市の現状」及び「3 前計画の振り返り」を御参照ください。

■「第 1 部 これまでやってきたこと」に関する意見・要望（1 件）

（意見 3）（対応区分：反映）

8-9 頁「前計画期間における主な社会変化・法改正等」

令和 3 年に障害者差別解消法が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されています。

追加する必要があると思います。

（市の考え方）

令和 3 年に障害者差別解消法が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から民間事業者に対しても、障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されたことは、地域福祉を取り巻く重要な社会変化の一つです。そのため、本計画の 8～9 頁「前計画期間における主な社会変化・法改正等」において、障害者差別解消法の改正内容について記載を追加します。併せて、資料編の用語集の項目に「合理的配慮」を追記します。

◆修正箇所

【8、9 ページ】

修正後	修正前
<p>(2) 障害者差別解消法</p> <p>令和 3(2021)年 5 月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が改正されました。これにより、令和 6（2024）年 4 月から、行政機関等に加え、事業者による障がいのある人への合理的配慮*の提供が義務化されました。障がいのある人からの意思表示を受け止め、過重な負担とならない範囲で工夫や調整を行うことで、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して社会参加できる環境づくりを目指すものです。</p>	
<p>(3) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>

(5) (略)	(4) (略)										
(6) (略)	(5) (略)										
(7) (略)	(6) (略)										
(8) (略)	(7) (略)										
(9) (略)	(8) (略)										
	<p>■前計画期間（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）における主な法改正等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>主な法改正等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3(2021)</td> <td>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 施行</td> </tr> <tr> <td>令和4(2022)</td> <td>第2期成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定</td> </tr> <tr> <td>令和5(2023)</td> <td>第2次再犯防止推進計画 閣議決定 こども基本法 施行</td> </tr> <tr> <td>令和6(2024)</td> <td>共生社会の実現を推進するための認知症基本法 施行 孤独・孤立対策推進法 施行 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 施行 生活困窮者自立支援法 改正</td> </tr> </tbody> </table>	年	主な法改正等	令和3(2021)	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 施行	令和4(2022)	第2期成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定	令和5(2023)	第2次再犯防止推進計画 閣議決定 こども基本法 施行	令和6(2024)	共生社会の実現を推進するための認知症基本法 施行 孤独・孤立対策推進法 施行 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 施行 生活困窮者自立支援法 改正
年	主な法改正等										
令和3(2021)	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 施行										
令和4(2022)	第2期成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定										
令和5(2023)	第2次再犯防止推進計画 閣議決定 こども基本法 施行										
令和6(2024)	共生社会の実現を推進するための認知症基本法 施行 孤独・孤立対策推進法 施行 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 施行 生活困窮者自立支援法 改正										

【資-15ページ】

修正後	修正前
更生保護女性会 (略)	更生保護女性会 (略)
合理的配慮 障がい者が日常生活を送る上で妨げとなる 様々な障壁に対し、提供者 にとって過度な 負担とならない範囲で、その障壁を取り除 くために行われる 配慮・便宜のこと。	

■「第2部 これからみんなで取り組むこと」に対する意見・要望（13件）

（意見4）（対応区分：対応済み）

地域共生社会を目指すには、市がもっと積極的に環境整備をしなければ、出てきにくい方（障害者等）は安心して社会参加できない。活字が使いにくい方への周知の仕方、聞こえない方へのサポート（手話・要約筆記の配置）など、当事者の方からの聞き取りを十分に行い予算も付けて、市がまず市民に向けて見本を示してほしい。共助が大切なのはわかるが、市のできることは旗振りやコーディネートや支援の前に環境整備。市の具体的な福祉政策も計画の中で示すべき。福祉政策先進地域の例を参考にしてください。

（市の考え方）

地域共生社会の実現には、誰もが安心して社会参加ができる環境の整備が重要と考えており、計画が目指すべき姿の一つとして、「人とつながりが自然に生まれ、深まり、持続していく環境が整えられているまち」を挙げています。

障がいのある人をはじめ、様々な立場の人が安心して社会参加できる環境を整備することは、地域共生社会の実現に向けて非常に重要であると認識しており、活字が使いに

くい人への情報提供の工夫や、聞こえにくい人への手話・要約筆記などの配慮についても、当事者の声を踏まえた取組みが求められるものと考えています。

一方で、本計画は、地域福祉を進めていく上での基本的な考え方や方向性を市民の皆様と共有することを目的とした計画であり、個別具体的な施策や事業内容等については、各分野の個別計画のなかで検討、推進していく位置づけとしています。障がいのある人の社会参加に向けた環境整備については、本計画に示す理念や方向性を踏まえ、茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画に基づき、最新情報の提供体制・提供方法の検討や意思疎通支援の充実などを実施しており、今後も当事者の意見を丁寧に向いながら、先進的な取組み事例を参考とし、推進していきます。

(意見5) (対応区分：参考)

就労者だとどうしても自身の住んでいる地域活動が何をしているのか、生活で手いっぱい情報収集すら時間を割くことが難しいです。

単純にボランティアでというのはとても素敵な繋がり方だと思いますが、年代が若いものほど己に利がないと利用しない。調べないような傾向が伺えます。繋がりたい活動があっても実態がわからず、sns やインターネットから導入が手早く感じますがそのような発信をされている団体も少なく感じます。それが市で一括して確認できる一覧などあれば更にありがたく思いますが、どうしても住まれている各地域単位での周知で分かりにくい印象を受けております。もう少し誰でも手が届くような仕組みがあれば違ってくるのではと思います。

(市の考え方)

現在、地域のボランティア活動については、茅ヶ崎市社会福祉協議会（市社協）のホームページや、地区社会福祉協議会等において情報発信が行われているところですが、情報が行き渡らず、きっかけがあれば参加につながる可能性のある人を、十分に活動へ結びつけられていない面があると認識しています。今後は、地域団体や企業、市、市社協など各主体の連携を進め、SNS等のデジタル媒体も活用しながら、就労世代を含む様々な年代や特性に応じて、活動内容や参加のイメージがより伝わりやすい情報発信の充実に取り組みます。併せて、誰もが関心に応じて、市内の活動情報にアクセスしやすい仕組みづくりについて検討を進めます。

(意見6) (対応区分：参考)

現在、自治会への参加は任意ですが、どこの自治会も参加する人が少なくなっており、そもそも地域のつながりが希薄になっており、せっかく様々な活動が行われていても、知らない、興味がない人が多い。地域でつながりを持つことが様々な面で大切なことを訴えていくことも大切ですし、市に転入したときから自治会に入りましょうのアピールが必要だと思います。

つながるまでツールづくりの整備を考えていく必要があります。湘北地区で行われた、はじめのいっぽの企画は地域でどんなことが行われているか知るうえで、とても良い取組みだと思った。特に香川公民館や香川自治会館、ボランティアセンターで

の多くの取組みは、とても良いことが行われていて、多くのつながりができたことは本当に感謝します。

(市の考え方)

御意見のとおり、地域のつながりが希薄化し、地域で行われている様々な活動が十分に知られていない、関心を持たれにくいといった課題があることは認識しています。地域でのつながりは、孤独・孤立を未然に防ぎ、早期の気づきや支援につながるとともに、日常の支え合いや見守り、防災・防犯など、暮らしの様々な場面で重要な役割を果たします。そのため、地域のつながりの大切さや地域活動について、より多くの人に知ってもらえるよう取り組んでいくことが重要であると考えています。

本計画では、自治会活動だけではなく、様々な場面で、地域の活動や参加の選択肢が分かりやすく伝わるような情報提供や、地域とつながるきっかけづくりを進めることを重視しています。御意見にある「はじめのいっぽ（地域ボランティア入門：地区社会福祉協議会主催）」のような取組みや、ボランティアセンターや公民館等を拠点とした活動は、地域の取組みを知り、無理なく関わるきっかけとなる好事例であると考えています。

今後も、地域の活動が見えやすく、関心のある人が自分に合った形で関わられるよう、地域とともに、つながりを生み出すための仕組みや情報発信の方法を工夫し、地域共生社会の実現に向けた取組みを進めます。

(意見7) (対応区分：参考)

地域で活動する民生委員さんなど担い手が少なく深刻な地区も多く見受けられます。新たな担い手、育成、支援が大切だと考えます。特に高齢化が進んでいる鶴が台団地は支援が必要な地域だと考えます。

(市の考え方)

御意見のとおり、地域活動を支える担い手が不足している地区や、担い手の高齢化が進んでいる地区があることについては、本市としても重要な課題であると認識しています。地域の見守りや支え合いの取組みを将来にわたり継続していくためには、楽しさややりがいを感じながら無理なく関わり続けられる関係性や、活動を通じて知識や経験が身に付き、結果的に負担感が軽減されるような仕組みづくりが重要であると考えています。このような状況を踏まえ、地域活動の担い手の育成・支援については、地域の実情に応じ、活動者同士の交流の促進や、活動に必要な知識やスキルを段階的に習得できる学びの場づくり等の取組みを継続的に行います。

(意見8) (対応区分：参考)

実家を出ることになり住宅を探していたところ、茅ヶ崎市に住宅を紹介する不動産屋さんを教えてくださいシステムがあり、市営住宅、県営住宅の情報を聞いていく中で、建築課から地域福祉課を紹介してもらい、包括や自治会、民生委員さん、湘北ボランティアセンターなどともつながり、1人ではないんだという気持ちから、少しずつ自

信を持って生活していけるようになってきた。地域福祉課の方が、自分の住んでいる地域をこまめにまわって下さり、少しずつ、体調にあわせて地域の活動とつなげて生活できるようになってきた。特に1人で生活していくことに強く不安を感じていたので、地域に様々な参加できる場所、ボランティアセンターや自治会館でのコミュニティー食堂、公民館でのイベントなどを知ることができ、実際に行くことができたことはとても大きな自信につながっている。

(市の考え方)

御意見により示された事例は、本計画が位置づける重層的支援体制整備事業の取組みの一つです。重層的支援体制整備事業では、既存の窓口を起点として、相談内容の整理や関係機関との連携調整を行い、困りごとを抱える人やその世帯を支援機関や地域の活動などへとつなげ、地域全体で「丸ごと」支える包括的な支援体制を目指しています。

今後も、相談支援と地域づくりを一体的に進め、安心して自分らしく暮らせる、地域共生社会の実現を目指します。

(意見9) (対応区分：参考)

策定の趣旨…「地域共生社会」の実現。

案件の概要…地域全体で「丸ごと」支える「包括的支援体制の整備」。

意見聴取のポイント…地域団体・市等、多様な主体の連携により地域共生社会を目指す。

取組みは非常に必要と思います。

ただ、市民の need をもっともっと正確に把握し、相談にのり、対応する必要があると思います。

それは前記しましたが、民生委員を知らぬ人、自治会役員や会長が不在や分かりにくい地域もあると思います。

民生委員、自治会、社協、市…等々、どこへ相談したらよいか分からない市民が多いと思います。その現実的な対応を、言葉だけでなく期待します。

(市の考え方)

誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けては、市民一人ひとりの困りごとやニーズを的確に把握し、適切な支援につなげていくことが重要です。一方、御意見にあるように、身近な相談先である民生委員や茅ヶ崎市社会福祉協議会（市社協）、地域団体、関係機関などが十分に認知されず、どこに相談してよいか分からないまま支援につながっていない人がいることは、現実的な課題であると考えています。

市では、包括的相談支援事業として、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の各分野で実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止める体制づくりを進めています。同時に、御指摘のように、自ら支援を求めることができない人や、相談のきっかけをつかめない人がいることも踏まえ、支援を必要とする人を相談窓口で待つのではなく、地域に出向き、潜在的な相談者や課題を把握し、支援を個人に届けるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を進めています。今後も、市民にとって身近で分かりやすく、実際につなが

る相談体制の充実に取り組みます。

(意見10) (対応区分：参考)

包括的支援体制の整備

幼児の一時預かりについて。

- ・療養型保育園の整備
- ・御近所の民間一時預かり

(市の考え方)

幼児の一時預かりを含む子育て支援については、地域共生社会を実現するための包括的支援体制の整備において、重要な取組みの一つであると認識しています。本計画は、地域共生社会を目指すうえでの基本的な考え方や方向性を示すものとしており、具体的な取組みについては、こども施策を総合的に推進する計画「こどもまちプロジェクト2025-2029」に基づき、病後児保育事業や一時預かり事業、こども誰でも通園制度などを実施していきます。

(意見11) (対応区分：参考)

老人ホーム・特別老人ホーム、高額で困っている人、入所できない人もいるとか。一人暮らし、要介護等、家庭へのホームヘルパーが必要と思っても、ヘルパーがよく変わることもあり、人権や財産のことが不安で依頼できなくて困っている人がいるとか。その相談体制や制度の確立が必要では。

かつてはヘルパー（家庭奉仕員）が、社協や市の職員の勤務していた市町村もあったとか。

老人ホーム入所についてももっと相談機関があってもよいのでは。

(市の考え方)

御意見のとおり、高齢者施設への入所や在宅介護サービスの利用にあたって、経済的な負担や支援内容への不安を感じている人がいることは、重要な課題であると認識しています。市では、各地区に地域包括支援センターを設置し、介護保険サービスに係る相談等、高齢者の生活についての相談支援を行うとともに、成年後見支援センターを設置し、判断能力が十分でない人の権利擁護のための相談支援を行っています。また、介護保険制度には低所得者の人が施設を利用した場合の居住費・食費の負担軽減制度や、社会福祉法人等による利用者負担額軽減の制度があり、負担軽減の相談に対応しています。本計画では、こうした取組みを含め、分野を超えた連携により、相談内容に応じた適切な支援につなぐ包括的な相談支援体制の充実に位置づけています。

今後も、関係機関と連携しながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、身近で分かりやすい相談体制の充実に取り組みます。

(意見12) (対応区分：参考)

一人ひとりの市民が暮らしやすく、のびのびと活躍できる茅ヶ崎を創造するため、合理的配慮の啓発と普及、その浸透に向けた条例の制定や施策の実施、体制の整備を望みます。

(意見13) (対応区分：参考)

生まれてから52年、茅ヶ崎市でずっと暮らしてきました。

私は4人姉弟で、そのうちの2人に生まれた時からの障がいがあります。

幼い頃はたくさんの差別や偏見の中でつらい思いや悲しい出来事もたくさんありましたが、国連が定めた権利条約やそれを国内法整備とした差別解消法などが施行され、幼い頃と比べると少しずつではありますが、どんな障がいがあっても地域生活を送ることが可能になってきました。

ただし中には根強い差別意識や自らの優位性を強く主張し、配慮をするという感覚が乏しい方々が多く存在することも事実あります。

この問題を解決して行くためには、行政をはじめとした公的な役割の存在が正しいメッセージを発信して行く必要があると私は強く感じています。

本計画を構築して行く文章や文言の中にしっかりと「合理的配慮」や「建設的対話」といった「権利条約」および「差別解消法」の中で示されている概念や思想に基づいたキーワードを盛り込んで欲しいと切に願っています。

体や心にどんな課題を抱えていても地域の中でいつまでも住み続けられる「住みよい街づくり」と「共生社会の実現」に向けて取り組んでいただければと思います。

(意見14) (対応区分：参考)

2024年に法律によって合理的配慮の提供が義務化されましたが、対象となる市内の事業者のほとんど、そしてその言葉の意味さえ知らない市民が多数います。

合理的配慮という考えが茅ヶ崎市内に浸透すれば、茅ヶ崎市は誰もがお互いに助け合い、ともに生きやすい街になるのではないのでしょうか？

現在では国の法律も県の条例もあまり効果がありません。茅ヶ崎市の障がい福祉課がどれだけ頑張っても、その周知と浸透には途方もない時間がかかることでしょう。

「みんながつながる ちがさきの地域福祉」というテーマで考えれば、合理的配慮を市民に認知させることは非常に大事だと思います。

合理的配慮の啓発活動を行っている外部の団体の意見も聞きながら、このプランにどう反映できるか検討してほしいです。

(意見15) (対応区分：参考)

私は生まれてこの方ずっと茅ヶ崎で暮らしています。茅ヶ崎に暮らす誰もが安心して心豊かに過ごせるようにしたいと思っています。そのためには合理的配慮の考え方を地域に広く周知する必要があると考え、条例の制定を強く希望します。

合理的配慮は法律で義務付けられるようになりましたが、まだまだ企業にも市民の間にも十分に浸透していないのが現状です。また、知っているとしても誤った理解をしている人もいます。そのため、障害のある方が日常生活や就労の場面で困難

を感じるものが少なくありません。合理的配慮は法律で義務付けられるようになりましたが、まだまだ企業にも市民の間にも十分に浸透していないのが現状です。また、知っているとしても誤った理解をしている人もいます。そのため、障害のある方が日常生活や就労の場面で困難を感じるものが少なくありません。

合理的配慮とは、特別なことを求めるのではなく、「ちょっとした工夫」や「心のこもった対話」によって、誰もがその人らしく過ごせるようにすることだと思います。決して面倒なことではありません。これは、障害のある人だけでなく、すべての人にとって優しい社会をつくる第一歩です。

条例を通じて、行政や事業者、市民一人ひとりが合理的配慮の意味を理解し、実践できるような環境を整えていただきたいと思います。そして、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らし、働ける街を一緒に育てていきましょう。

(意見16) (対応区分：参考)

私は住まいは藤沢市ですが、活動拠点は茅ヶ崎市で、長年、障害のある方の就労支援に携わっております。

障害者の法定雇用率が上がり、「合理的配慮」が民間事業者にも義務化されたこともあり、研修講師という仕事柄、行政機関や民間企業から「障害のある人と共に働くためにどう対応したらよいのか?」「合理的配慮について研修をしてほしい」という要望が年々増えております。しかしながら実際、研修を受講する方々の大半が「合理的配慮」という言葉さえ耳にしたことがない・・・という現実と直面し、これではいつまで経っても県が掲げる「共生社会」はつくれないのではないかと感じます。障がい者に対する合理的配慮の意識を、行政の政策を通じて広めて頂ければ、「優しく、住みやすく、誰もが働きやすい街」になるのではないのでしょうか? よろしくお願い致します。

(市の考え方)

合理的配慮の提供は障がいのある人だけにとどまらず、努力義務とされている環境の整備とともに、だれもが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた基盤となるものと認識しています。しかしながら、地域にその内容や意義が十分に浸透していないことは重要な課題であると考えています。

本計画では、特定の法律用語を多用するのではなく、だれもがなじみやすい文章表現を用いることで、地域共生社会の実現に向けた考え方の共有を図っていきたくと考えています。障害者差別解消法でいう「合理的配慮」や「建設的対話」の考え方については、「多様性の理解促進」という取組みの方向性のなかで、「多様性に配慮した環境づくり」や「対話や交流」といった表現を用いて示しています。

また、商店・企業等に期待される役割や取組みとして、「多様性に配慮した環境づくり」や「個々の特性や事業内容に配慮したサービスの提供」を位置づけ、「年齢・性別・障がい・文化などの違いにかかわらず、誰もが安心して関われる居場所やコミュニティがあるまち」を目指すこととしています。

いただいた御意見を踏まえ、合理的配慮の考え方が地域に浸透し、日常の暮らしの中で多様性に配慮をした対話や交流が当たり前に行われていくよう、引き続き取組みを進めます。なお、「合理的配慮」という用語やその法的な位置づけについては、第1部「1

前計画期間中の主な社会変化・法改正等」において障害者差別解消法の改正内容を記載するとともに、用語集において解説を掲載し、市民や関係者の理解促進を図ります。

今後も、法制度の趣旨や社会動向等も踏まえながら、誰もが地域で安心して暮らせる環境づくりに必要となる取組みを進めます。

■その他、地域福祉に関連する意見・要望（4件）

（意見17）（対応区分：参考）

民生委員を知らない人もいます。どう啓発したり募集したり選任したりしているのですか。

（市の考え方）

民生委員・児童委員は地域からの推薦により選任されているところですが、御意見のとおり、民生委員・児童委員の役割や活動内容について、十分に知られていない現状があると認識しています。これまでの広報紙や協議会の会報を通じた民生委員活動についての情報発信に加え、身近な民生委員・児童委員の各地区における活動紹介をホームページでお知らせし、市公式LINEを活用しながら周知に努めております。

今後もあらゆる媒体を活用しつつ、民生委員活動の大切さと、そのやりがいについて、周知啓発します。

（意見18）（対応区分：参考）

例えば、今も老人福祉法はあると思いますが、どうなっていますか。

（市の考え方）

老人福祉法は現在も有効な法律として存在しており、本計画の福祉分野の関連計画の一つである茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、同法及び介護保険法に基づき、市が3年ごとに策定し、進行管理を行っています。

本計画は、個別の法律や制度の詳細を示すものではありませんが、こうした既存の法令等に基づく取組みを踏まえつつ、高齢者を含むすべての人が地域で支え合いながら暮らせる地域共生社会の実現を目指しています。

（意見19）（対応区分：参考）

例えば、老人クラブも地域（町内会・自治会）に根を張ったクラブもあれば、多地区にまたがったクラブもあり、また地域にクラブが二つあり、困っている人もいると聞く…まだまだあり

会費はどうなっているのか。老人クラブは1人で二つ入れるのか。

（市の考え方）

老人クラブは、高齢者が地域で仲間づくりや生きがいづくりを行うための自主的な団体であり、活動内容や運営の形はクラブごとに異なります。そのため、町内会・自治会

単位で活動しているクラブもあれば、複数の地域にまたがって活動しているクラブもあります。加入の方法や活動の進め方などについても、各クラブが地域の実情に応じて運営しており、一律の形があるものではありません。本計画では、老人クラブをはじめとする地域の様々な団体が、それぞれの特性を生かしながら無理なく活動を続けられることや、高齢者一人ひとりが自分に合った居場所や活動を選べることを大切であると考えています。今後も、老人クラブ連合会と連携し、高齢者が生きがいを持って暮らせる環境づくりに取り組みます。

(意見20) (対応区分：参考)

青少年指導員と民生児童委員とはどう役割が異なるのですか。

(市の考え方)

青少年指導員と民生委員・児童委員は、いずれも地域で活動するボランティアですが、青少年指導員は「青少年のための体験活動や地域づくりを促進する役割」、民生委員・児童委員は「暮らしの困りごとを支援につなぐ役割」を担っています。

青少年指導員は、神奈川県知事が委嘱する青少年育成関係者で、現在、茅ヶ崎市内では79名が活動しています。小学校区ごとに、青少年の体験活動の促進や青少年団体の育成支援等の活動を担っています。

民生委員・児童委員は、地域からの推薦により選任され、厚生労働大臣から委嘱されている地域の身近な福祉ボランティアで、現在、茅ヶ崎市内では316名が活動しています。高齢者や子育て中の人、障がいのある人、生活にお困りの人などの相談に親身に応じ、行政や福祉機関のサービスを御紹介するなど専門機関への「つなぎ役」を担っています。

■パブリックコメント手続きに対する意見・要望（1件）

(意見21)

みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3（素案）に対する意見募集（パブコメ）もっとPR（啓発）したり説明会を実施してほしいと思います。たぶん応募者が少ないと思います。それではパブコメの意味がなくなってしまうと思います。

(市の考え方)

パブリックコメント手続きは、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆様から御意見をいただくことができる重要な市民参加の機会であると認識しています。

パブリックコメント手続の実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、X、LINE、デジタルサイネージの活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちづから協議会を通しての周知等、様々な周知啓発を行っているところです。

パブリックコメント手続きをはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて様々な方法を組み合わせて実施することとしており、今後も市民参加機会の充

実を図るとともに、積極的な情報提供に取り組みます。

■その他の意見（2件）